

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成22年9月10日

石川県監査委員 中 村 勲  
同 北 村 繁 盛  
同 東 方 俊一郎  
同 喜 田 羊支子

(別 紙)

南加農第2244号  
平成22年8月20日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷本 正憲

平成22年 7月30日付け石監査第239号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
支出事務について、適正を欠くものがありました。今後、このようなことがないように十分注意してください。	南加賀農林総合事務所	今回指摘のあった事項につきまして、今後、このようなことがないように、事務処理状況を十分把握しチェックを行うことで適正な支出事務の執行に努めてまいります。

県央土第1786-3号  
平成22年8月20日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本 正憲

平成22年 7月30日付け石監査第239号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
<p>収入事務について、適正を欠くものがありました。今後、このようなことがないように十分注意してください。</p>	<p>県央土木総合事務所</p>	<p>維持管理負担金の収入事務にあたっては、今後このようなことがないように、負担金の請求先及び支出時期について、施設管理台帳に基づき確認を行うよう徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

水環第1016号  
平成22年8月18日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本 正憲

平成22年7月30日付け石監査第239号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
使用許可に係る収入事務について、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	水環境創造課	今回指摘のあった事項につきましては、今後、このようなことのないよう適正に事務処理を行うとともに職員相互のチェック機能を万全にするよう指導、徹底しました。